

◎新潟県告示第457号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和2年4月7日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 埋立免許年月日

令和2年3月26日

2 出願人の名称及び住所

出願人所在地 新潟市中央区新光町4番地1

出願人名称 新潟県

代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1

代表者氏名 新潟県知事 花角 英世

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県新潟市中央区柳島町3丁目18番2、18番17の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、①の地点と③の地点を結ぶ平成31年春分の満潮位（D.L.+0.39m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西防波堤燈台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒：世界測地系）から195度20分40秒3, 053.35mの地点

②の地点 ①の地点から 155度04分00秒 11.92mの地点

③の地点 ②の地点から 195度40分29秒 100.55mの地点

(3) 面積

1,097.36㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県新潟市中央区柳島町3丁目18番2、18番17の地内並びにこれらの土地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①[〃]の地点と⑧[〃]の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①[〃]の地点 西防波堤燈台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒：世界測地系）から193度16分05秒3, 005.94mの地点

②[〃]の地点 ①[〃]の地点から 195度40分32秒 208.75mの地点

③[〃]の地点 ②[〃]の地点から 285度40分32秒 125.40mの地点

④[〃]の地点 ③[〃]の地点から 15度19分48秒 49.87mの地点

⑤[〃]の地点 ④[〃]の地点から 106度16分02秒 3.21mの地点

⑥[〃]の地点 ⑤[〃]の地点から 16度22分36秒 110.28mの地点

⑦[〃]の地点 ⑥[〃]の地点から 287度22分30秒 2.55mの地点

⑧[〃]の地点 ⑦[〃]の地点から 16度37分59秒 48.57mの地点

(3) 面積

25,687.41㎡

5 埋立地の用途

緑地